

1. 議事日程（第1日目）
（予算決算常任委員会）

令和 7年 6月11日
午前10時00分 開会
於 安芸高田市議場

1、開 会

2、議 題

（1）議案第48号 令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）

（2）議案第49号 令和7年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

3、閉会中の継続調査について

4、閉 会

2. 出席委員は次のとおりである。（15名）

委員長 児 玉 史 則
委員 益 田 一 磨
委員 熊 高 慎 二
委員 小 松 かすみ
委員 新 田 和 明
委員 大 下 正 幸
委員 宍 戸 邦 夫
委員 秋 田 雅 朝

副委員長 山 本 数 博
委員 佐々木 智 之
委員 浅 枝 久美子
委員 南 澤 克 彦
委員 山 根 温 子
委員 熊 高 昌 三
委員 金 行 哲 昭

3. 欠席委員は次のとおりである。（なし）

4. 委員外議員（なし）

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名（45名）

市 長	藤 本 悦 志	副 市 長	杉 安 明 彦
教 育 長	猪 掛 公 詩	危 機 管 理 監	神 田 正 広
総 務 部 長	新 谷 洋 子	政 策 統 括 監	佐々木 満 朗
企 画 部 長	高 下 正 晴	福 祉 保 健 部 長	井 上 和 志
産 業 部 長	小 櫻 静 樹	教 育 次 長	柳 川 知 昭

危機管理課長	津賀山 泰 佑	財政課長	沖 田 伸 二
政策企画課長	黒 田 貢 一	社会福祉課長	岡 野 あかね
児童保育課長	佐 藤 弘 美	健康・こども未来課長	深 田 京 子
保険医療課長	北 森 智 視	地域営農課長	稲 田 圭 介
農林水産課長	森 田 修	商工観光課長	松 田 祐 生
教育総務課長	森 岡 和 子	学校統合室長兼統合推進係長	船 津 晃 一
学校教育課長	阿 部 正 志	行政委員会総合事務局長	大 崎 健 治
総務課課長補佐	小 野 光 基	危機管理課防災・生活安全係長	山 本 智 規
危機管理課消防団係長	西 本 龍	財政課財政係長	高 橋 秀 尚
政策企画課地方創生推進係長	藤 堂 洋 介	社会福祉課地域福祉係長	檜 山 貴 治
社会福祉課生活福祉係長	登 立 弓 恵	児童保育課児童保育係長	立 川 栄理香
健康・こども未来課健康推進係長	井 木 みつ恵	保険医療課医療保険年金係長	三 宅 佐由里
地域営農課農地利用係長	岡 野 順 治	農林水産課農林土木係長	舩 川 雅 弘
商工観光課観係長	森 竹 和 孝	商工観光課商工係長	岡 崎 聡 子
行政委員会総合事務局係長	国 広 美佐枝	給食センター副所長	安 田 勝 明
教育総務課総務係長	城 崎 政 光	教育総務課学校施設係長	田 口 真 司
学校教育課学校教委指導係長	岡 本 充 行		

6. 職務のため出席した事務局の職氏名（5名）

事務局 長	高 藤 誠	事務局 次 長	國 岡 浩 祐
総務 係 長	日 野 貴 恵	主 事	實 村 峻
主 事	波多野 奈 美		



午前10時00分 開会

○児玉委員長

定刻となりました。

ただいまの出席委員は15名です。

定足数に達しておりますので、これより第6回予算決算常任委員会を開会いたします。

本日の日程は、令和7年第2回定例会初日に本委員会に付託されました議案第48号「令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）」及び、議案第49号「令和7年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の件の2議案を審査の議題といたします。

まず、補正予算の審議方法について、お諮りいたします。

審査の方法は、お手元に配付しました審査予定表及び6月補正予算所管別事業名一覧表を用いて、部局ごとに審査し、担当部長の要点説明の後、質疑を行います。

審査の順番は、一般会計について、部局ごとに審査を行い、特別会計が関係する部局については、一般会計の審査の後、特別会計を審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○児玉委員長

異議なしと認め、さよう決いたしました。

審査に先立ち、藤本市長から挨拶を受けます。

藤本市長。

○藤本市長

皆さん、おはようございます。

本日は、予算決算常任委員会へ付託となりました議案第48号及び第49号の補正予算2議案について、審査をいただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○児玉委員長

これより、議案の審査に入ります。

議案第48号「令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

初めに、補正予算全体の歳入の概要について、説明を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長

それでは、説明いたします。

このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,668万6,000円を追加し、予算の総額を199億5,468万6,000円とするものです。

主な内容については、説明資料の1ページ、2ページ、お開きください。

(1) 歳出の通常分の主なものは、③の福祉保健部の新型コロナウイルスワクチン接種委託料や認定こども園の調査業務委託料、④産業部の新地方創生交付金などで、合計が9,554万4,000円です。

(2) 歳出の災害関連は、昨年11月の大雨による農地災害と農業用施

設災害の復旧工事請負費などで、合計2,701万2,000円です。

2ページ、(3)の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金関連は、①危機管理監の住宅用防犯機器設置補助金、②福祉保健部の定額減税補足給付金の不足額給付で、合計1億3,413万円です。

補正予算書に戻ってください。

10、11ページです。

歳入です。

13款の分担金及び負担金は、農地と農業用施設の災害復旧事業分担金で、合計87万4,000円の増額です。

15款の国庫支出金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金と新しい地方経済・生活環境創生交付金の増などで、合計1億4,139万8,000円の増額です。

16款の県支出金は、農地と農業用施設の災害復旧費補助金などで、合計2,031万円の増額です。

19款の繰入金は、財政調整基金繰入金で、6,470万4,000円の増額です。

22款の市債は、児童福祉債や農林災害債などで、合計2,940万円の増額です。

以上が歳入の説明になります。

続いて、4ページに戻ってください。

債務負担行為の補正ですが、「ふるさと納税取扱請負に係る業務」と「給食センターLED照明リースに係る業務」の2件を業務として追加するものです。

5ページを御覧ください。

地方債の補正ですが、総務事業の補正後の借入限度額を1億8,660万円とするほか、合計の総借入限度額を11億3,880万円とするものです。

なお、12ページからの歳出と説明資料の3ページ以降については、それぞれの担当部局から説明をします。

以上で、説明を終わります。

○児玉委員長 以上で、概要の説明を終わります。

なお、歳入の質疑については、該当する部局の審査の際にお願いいたします。

まず、危機管理監に係る補正予算について、要点の説明を求めます。

神田危機管理監。

○神田危機管理監 それでは要点の説明をさせていただきます。

補正予算書の13ページをお開きください。

説明欄の上から3段目、諸費経費のうち、防犯推進事業費の報酬から負担金補助及び交付金までの増額は、住宅用防犯機器設置補助金制度の新設に伴う増額です。

説明書の3ページをお開きください。

近年、全国的に、特殊詐欺やいわゆる闇バイトに関係する強盗事件が

多発していることに鑑み、防犯に有効な防犯機器を設置する市民に対し、今年度限りで補助金を交付し、市民の防犯対策の向上を図ります。

補助の対象とする防犯機器は、屋外防犯カメラ、モニター付インターホン、防犯機能付電話機の3つです。

対象者と補助金額を簡単に説明しますと、安芸高田市民を対象にしまして、自らが居住する住宅に設置する防犯機器の購入費や設置工事費の総額の半額を、1世帯当たり1万円を上限として交付します。

予算額につきましては、400件分の申請を見込んでおりまして、補助金400万円を計上しました。そのほかに、申請受付等の人件費や事務費を計上しています。

これらの財源は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、説明資料でいいますと、2ページの上段になりますけれども、この交付金を充てます。

続きまして、申請の受付期間は、今年の7月1日から12月26日まで、今年の4月1日に以降に購入したのも対象といたします。先着順に受付し、予算額に達し次第終了とします。

スケジュールについては、説明資料の下段のとおりです。当補正予算の可決を経て、速やかに広報・周知を行います。

以上で、説明を終わります。

○児玉委員長

以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

新田委員

○新田委員

防犯機器のところちょっと伺いたいんですが、今ここにお書きいただいているのが、説明資料の2点目のところの3点という形になってるんですけども、全国の自治体で言えば65歳以上、独り暮らしということが限定されて、例えば敷地内に設置する屋外防犯灯カメラ、もしくは人感センサーライトとか、ちょっと種類が増えてるんですけども、そこらはほかにまだ検討材料はもうないということの理解でいいでしょうか。

○児玉委員長

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

津賀山課長。

○津賀山危機管理課長

御指摘のように、他の市町の補助制度では、センサーライトや防犯ガラスなども含まれている状況であります。私どもの補助制度は、防犯効果が高く、犯罪抑止につながりやすい機器に絞って、補助制度を行うようにしています。

これは市民に分かりやすい制度とすること、そしてスピード感を持って事業を進めていきたいという考えがあります。

以上です。

○児玉委員長

新田委員。

○新田委員

予算額400万円ですね、1万円掛ける400世帯ということで、例えばこの今のこの3点で、400世帯いかなかった場合は、ほかの方法も何か考え

- られる予定ございますか。
- 児玉委員長 引き続き、答弁を求めます。
津賀山課長。
- 津賀山危機管理課長 12月の時点で予算に満たなかった場合、これにつきましては期限を延長して対応する。そういったことも、今後検討していくことになろうかと思えます。
以上です。
- 児玉委員長 ほかに質疑ありませんか。
山本委員。
- 山本委員 申請受付期間が7月だけで、開始日が書いてないんですが、いつかははっきりできませんか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。
津賀山課長。
- 津賀山危機管理課長 この補正予算可決後、速やかに広報を行い現状7月1日から申請受付をするように考えております。
以上です。
- 児玉委員長 ほかに質疑ありませんか。
南澤委員。
- 南澤委員 3の補助対象者のところで、自ら居住する住宅にという条件がついてますが、昨今もお米高騰してたりする中で、米の保冷庫なんかで盗難があったというようなことも話に伺うところがあるんですけども、例えば納屋とか、農機具庫とか、そういったところについてはこの居住する住宅というところと関係性ですね、対象になるのか、ならないのかお聞きしたいと思います。
- 児玉委員長 答弁を求めます。
津賀山課長。
- 津賀山危機管理課長 委員御指摘のように米の価格高騰で米を狙った窃盗、これも増えるだろうというふうに予想されております。納屋に、米の保冷庫がある場合、その対策として防犯カメラを設置したいという希望持たれる市民もいらっしゃると思います。そういった希望を聞きながら、柔軟に対応していきたいというふうに考えております。
以上です。
- 児玉委員長 ほかに質疑ありませんか。
小松委員。
- 小松委員 スケジュールの中に広報としましては、ホームページ、広報誌というふうにあるんですが、御高齢の方であれば、お太助フォンなど非常に効果的かと思うんですが、ここが外れてるとするのは何かあるんでしょうか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。
津賀山課長。

- 津賀山危機管理課長 当然、お太助フォン、SNSを通じた広報を行ってまいります。加えて、自主防災組織の研修会などでも周知を図っていきたいというふうに考えております。
- 以上です。
- 児玉委員長 南澤委員。
- 南澤委員 対象期間については、4月1日ということだったかと思うんですけども、これは発注なのか、物が届いたときなのか、支払いなのか、どの辺りをこの期限にするのかというのをちょっと明確にお願いできたらと思います。
- 児玉委員長 答弁を求めます。
- 津賀山課長。
- 津賀山危機管理課長 先ほど、危機管理監のほうが、冒頭申し上げましたように、4月1日から遡って申請を受け付けることにしております。
- ですから、既に設置されている場合も、補助対象とします。いうことは、まずこの申請の流れなんですけど、機器を購入、設置されて、その後、申請書を出していただくということになります。申請書と証拠書類ですね、レシートであるとか領収書、それと設置した写真とカタログ、これらを申請書と一緒に提出いただきます。それを審査して我々が補助金を交付をいたします。
- 以上です。
- 児玉委員長 よろしいですか。
- 南澤委員。
- 南澤委員 ということは、レシートの日付が4月1日以降だったら対象になるという理解でよろしいでしょうか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。
- 津賀山課長。
- 津賀山危機管理課長 そのとおりです。
- 児玉委員長 よろしいですか。
- ほかに質疑ありませんか。
- 熊高昌三委員。
- 熊高昌三委員 物価高騰対応というような形で、国の予算を、また基にしておるんですけども646万6,000円の中で、人件費が219万2,000円という形ですが、これはどのような根拠でこの金額になつとんでしょうか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。
- 津賀山課長。
- 津賀山危機管理課長 会計年度任用職員1名、9か月分雇用するように計画をしております。主に補助事業の事務処理を担う職員となります。1名の雇用です。人件費も国の交付金の対象となります。交付金の目的、生活者支援という観点からも、新たに雇用され収入が生まれるということは事業に合致しているものと考えます。

以上です。

○児玉委員長 熊高昌三委員。

○熊高昌三委員 なるほど。そういう形で臨時交付金というものもある程度、広がりが出てくるといふふうに理解していいんですね。

次に、具体的な内容で、モニター付インターホンとか、防犯機能付電話機、この価格帯というののはどのくらいを見込んでおるんですか。

○児玉委員長 答弁を求めます。

津賀山課長。

○津賀山危機管理課長 例えば、防犯カメラでいいますと、防犯カメラとモニターのセットで2万円程度で設置できるものもあるようですが、性能によって価格帯に大きな差があります。どの程度のものが相場、平均的なものかというのとは分かりかねる部分があります。

以上です。

○児玉委員長 熊高昌三委員。

○熊高昌三委員 いわゆるピンキリということなんでしょうけども、実際に効果があるもの、1万円という補助金の範囲で支給するということですが、せっかく投資をしても、それは10万円のものに1万円掛けるのか、2万円のものに1万円掛けるのかによって違うんでしょうけども、実質的に効果があるものにやはり投資をするということが大事だと思うんですね。その辺の内容については精査をしていくお考えなんでしょうか。

○児玉委員長 答弁を求めます。

津賀山課長。

○津賀山危機管理課長 まず、この補助金制度ですが、多くの市民の方に利用していただきたいというふうに考えております。上限額を高く設定しますと、その分、補助金を受ける方は少なくなってしまいます。確かに、性能の良いものを設置すれば犯罪防止上、有効なのも分かりませんが、広い市民の方にこういった防犯機能のついた機器を設置していただきたいというのが我々の狙いであります。

以上です。

○児玉委員長 熊高昌三委員。

○熊高昌三委員 そういった観点からすると、市民にこれまでの要望といいますか、需要がどの程度あるということを調査なり、モニターまでやってないと思いますけども、どの辺の情報を取ってこのところまで、この事業推進を図ろうかというところに来たんでしょうか。

○児玉委員長 答弁を求めます。

津賀山課長。

○津賀山危機管理課長 この制度を開始するに当たって、市民からの要望調査は行っておりません。他市町の事例等を参考にしながら、補助金制度をつくり上げたということでございます。

以上です。

- 児玉委員長 熊高昌三委員。
○熊高昌三委員 他市町で一番効果があったような町というのはどこが具体的に
あるんですか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。
津賀山課長。
- 津賀山危機管理課長 県内でいいますと、廿日市、三原が同様の補助金制度を設けて
おります。
そして、電話機、防犯機能付電話機だけの補助制度、これも福山、呉
市などが取り組んでいらっしゃいます。そういった事例を参考にして補
助制度をつくっております。
以上です。
- 児玉委員長 津賀山課長。
○津賀山危機管理課長 各市町の自治体の効果につきましては、詳しいところまで把握は
できておりませんが、先般、新聞報道にもありましたように、熊野町では
申請が殺到したという事例もあります。
以上です。
- 児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。
浅枝委員。
- 浅枝委員 例えば、表と裏と出入口が2か所あって、2口申請したいという方
には上限とかいうもの、授けていらっしゃるのでしょうか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。
津賀山課長。
- 津賀山危機管理課長 この補助制度、1世帯につき1回の申請となります。同時に2つ機器
を設置されても構いません。あくまでも設置に要する金額に対して、
我々は補助を行います。
以上です。
- 児玉委員長 ほかに質疑ありませんか。
益田委員。
- 益田委員 説明資料の2番の補助対象となる防犯機器で(1)が屋外の防犯カメラ
となっているんですけど、まず屋外防犯カメラという規定の枠というか、
その基準というのが具体的にどのようなものなのか、お伺いしてもいい
ですか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。
津賀山課長。
- 津賀山危機管理課長 防犯カメラ、映像データを記録する機能を持つものになります。
以上です。
- 児玉委員長 ほかに質疑ありませんか。
益田委員。
- 益田委員 屋内に固定されてるのはやっぱりある程度、屋内での監視カメラと
いうものになると、ちょっと目的とずれてしまうところはあるかと思う

んですが、具体的にそのカメラを購入して申請を出した場合、設置場所を1軒1軒きちんと記入をして提出をするような形なのか。その辺りちょっと、どのようにしてチェックされるのかをお伺いしたいです。

○児玉委員長

答弁を求めます。

津賀山課長。

○津賀山危機管理課長

設置場所に関しては、写真を撮っていただいて、申請書類と一緒に提出をしていただきます。

以上です。

○児玉委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○児玉委員長

質疑なしと認め、これをもって危機管理監に係る質疑を終了します。

ここで、説明員交代のため、暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時23分 休憩

午前10時24分 再開

~~~~~○~~~~~

○児玉委員長

休憩を閉じて、再開いたします。

続いて、総務部に係る補正予算について、要点の説明を求めます。

佐々木総務部政策統括監。

○佐々木総務部政策統括監

それでは要点の説明をいたします。

総務部の補正予算のうち、総務課政策推進係に関するものについて御説明いたします。

補正予算書、13ページをお開きください。

説明欄上段、総務一般管理費の増額の内訳は、事務の遂行に係る、旅費及び駐車場使用料などがございます。

以上で、説明を終わります。

○児玉委員長

以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

今、事務の遂行に関わるというところだったんですけども、当初予算で計上できずに、今、ここで補正になる理由をお聞かせください。

○児玉委員長

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

佐々木総務部政策統括監。

○佐々木総務部政策統括監

我々の仕事というのが、市長、副市長の特命事項に対して事務を遂行するというような部署になっております。ポストが準備された時点では、いわゆる新年度の予算要求の期限が過ぎていたというようなこと、そして、業務的な内容、これが流動的な内容であること、さらには具体的な特命事項の指示を受けていなかったようなことがございました。

その中で、当面は現行の予算の中でいわゆる総務の予算でございますが、その中で対応していくという対応を取っておりました。人事異動の

内示後に具体的な指示を受けまして、そして具体的な業務内容が確定しているというような状況がありましたので、このたび事務に必要な予算を計上させていただいたというものでございます。

- 児玉委員長 南澤委員。
- 南澤委員 状況分かりました。
ではですね、その具体的な業務内容についてどのような指示が今下りておるのかというところについてお聞かせください。
- 児玉委員長 答弁を求めます。
佐々木総務部政策統括監。
- 佐々木総務部政策統括監 現在、指示を受けている事項の主なものとしましては、企業誘致、主にはホテルでありますとか、製造業、そういったものの誘致の指示を受けております。
また、令和8年度の予算に向けまして、国、県そういったところの要望活動するための事務、予算でありますとか制度、創設、そういったところの要望の取りまとめに現在動いております。
さらには、市内の買物困難者、そういったところの支援策の検討といったところを今、指示を受けております。
- 児玉委員長 よろしいですか。
ほかに質疑ありませんか。
熊高昌三委員。
- 熊高昌三委員 新しくできた部署として、具体的に活動が始まったというふうに認識しておりますが、旅費については76万9,000円という形ですが、具体的に何件ぐらいの、特に私がイメージしたのは、企業等の新しい開拓あるいは交渉、そういったものになるんだろうと思うんですが、私の感覚では、少ないなという感じがしたんですね。何件ぐらいの対外交渉を含めて考えて具体的におられるか、お聞きしたいと思います。
- 児玉委員長 答弁を求めます。
佐々木総務部政策統括監。
- 佐々木総務部政策統括監 現在、ある程度、相手方の企業を絞って交渉のほうをしていきたいというふうに思っております。
今のところ月に二、三回の県外出張、当然県内もでございます。そして、時にはウェブでの会議というのもあろうかと思っておりますけど、先ほども申し上げましたとおり、月に二、三回程度の出張を計画をしております。当面は半年程度の予算ということで、実績に応じましてまた対応していきたいというふうに考えております。
- 児玉委員長 熊高昌三委員。
- 熊高昌三委員 やってみて、また必要なら追加を補正で組むという受け止め方でよろしいですね。
- 児玉委員長 答弁を求めます。
佐々木総務部政策統括監。

○佐々木総務部政策統括監 そのように考えております。全てが相手方と会って交渉をするのがいいのか、ウェブでの交渉というのも当然あるかと思っておりますので、相手の都合も考えながら対応していきたいというふうに考えております。

○児玉委員長 熊高昌三委員。

○熊高昌三委員 具体的に半年間の目標というのをどの程度、制約といいますか、具体的に動き始めるような見通しというのを、現状で持っておられるのか、お聞きしたいと思います。

○児玉委員長 答弁を求めます。

佐々木総務部政策統括監。

○佐々木総務部政策統括監 現在は、相手方に対しまして、アンケートの実施をしていきたいということで、聞き取る内容を今まとめているところでございます。そちらをまとめ次第、7月ぐらいからそういった実行に移していきたいというふうに考えております。

○児玉委員長 いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○児玉委員長 質疑なしと認め、これをもって総務部に係る質疑を終了します。

ここで、説明員交代のため、暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時30分 休憩

午前10時32分 再開

~~~~~○~~~~~

○児玉委員長 休憩を閉じて、再開いたします。

続いて、行政委員会総合事務局に係る補正予算について、説明を求めます。

大崎行政委員会総合事務局長。

○大崎行政委員会総合事務局長 それでは、要点を説明します。

補正予算書13ページをお開きください。

下段、参議院選挙に要する経費、参議院議員選挙費38万円の増額及び、その下、広島県知事選挙に要する経費、広島県知事選挙費38万8,000円の増額は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正により、投票管理者、開票管理者、投票立会人、開票立会人等の報酬基準額が改定されたため、基準額に合わせて報酬を増額するものです。

以上で、説明を終わります。

○児玉委員長 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○児玉委員長 質疑なしと認め、これをもって行政委員会総合事務局に係る質疑を終了いたします。

ここで、説明員交代のため、暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時33分 休憩

午前10時34分 再開

~~~~~○~~~~~

- 児玉委員長 休憩を閉じて、再開いたします。
続いて、企画部に係る補正予算について、要点の説明を求めます。
高下企画部長。
- 高下企画部長 それでは、補正予算書13ページを御覧ください。
説明欄の上から2番目、過疎地域持続的発展基金150万円の増額は、過疎対策事業債の借入限度額の確定に伴い、積立金を増額するものです。
以上で終わります。
- 児玉委員長 以上で、要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
南澤委員。
- 南澤委員 これ本件は、地方債を発行して借入れを起こし、それを過疎地域持続的発展基金に積み立てるということなんですけれども、これそれぞれ借入れの金利と預金金利はどのようになりますでしょうか。
- 児玉委員長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。
沖田課長。
- 沖田財政課長 利率の確定は、最終的には年度末から借入れ協議を行うこととなりますので、現時点では利率は確定しておりませんで、その頃の利率で利率が確定するということになります。実際には、5月の下旬ぐらいの借入れになるかなというふうに思います。
- 児玉委員長 よろしいですか。
南澤委員。
- 南澤委員 一般的に借り入れするのと、預金をするのであれば借入金利のほうが高いと思うんですけれども、借入金利が高い中、あえてこの借入れを起こして、基金を積むということになると、金利分だけ支出が出てしまうんじゃないかなというふうに思うんですけれども、それでもなお、この基金に積み立てる理由があれば教えてください。
- 児玉委員長 答弁を求めます。
沖田課長。
- 沖田財政課長 過疎対策事業債につきましては、交付税措置率が70%相当ございまして、有利な起債となっております。ですので、借入れを行って基金に積み立てて、次年度以降の事業に充当し、活用していきたいというふうに考えています。
- 児玉委員長 ほかに質疑ありませんか。
〔質疑なし〕
- 児玉委員長 質疑なしと認め、これをもって企画部に係る質疑を終了いたします。
ここで、説明員交代のため、暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時37分 休憩

午前10時39分 再開

~~~~~○~~~~~

○児玉委員長

休憩を閉じて、再開いたします。

続いて、福祉保健部に係る一般会計補正予算について、要点の説明を求めます。

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長

おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、福祉保健部の一般会計補正予算、要点の説明をいたします。議案書、歳出の13ページをお開きください。下段になります。

価格高騰重点支援給付事業費は、2024年分の所得税確定により、本来給付すべき給付額に不足が生じた方、及び所得世帯構成の変動等により、新たに対象となった方に対して不足分を給付するものです。

あわせて、これらの給付に伴う人件費や、郵送料、システム改修費などを経費として予算計上しております。

説明資料のほうを御覧ください。

4ページをお開きください。

対象者は冒頭説明したとおり、昨年度給付した当初調整給付額が2024年分所得税確定後の本来の額に満たなかった方のほか、対象者の2として、(2)の①から③に記載の条件を全て満たす方が対象となります。

対象となる人数は、対象者Ⅰ、Ⅱを合わせて約3,200人、給付金額については総額で1億2,000万円を見込んでいます。対象となる方には、7月下旬に申請書を発送し、8月から10月末まで申請書の提出を受け付けます。

議案書に戻って、15ページをお開きください。

公立保育所管理運営費は、吉田地区認定こども園の用地造成に係る調査設計業務委託料として2,500万円を計上しています。

現在の状況ですが、予定地の地権者の方と協議を重ねて、土地の境界線を確定し、用地取得に係る測量を実施しているところです。今後の予定につきましては、財産取得の議会承認を得られた後に用地を取得、その後、造成設計業務を発注、あわせて、設立運営法人を公募し、選定した法人と協議をしながら用地造成の設計を行っていきます。

続いて、生活保護総務管理費は、今年10月に施行される生活保護基準改定に伴う生活保護システムの改修委託料です。

生活保護扶助費は、現在地保護に係る県費負担金の一部を返還するものです。

年金の遡及受給等によって生じた保護費、保護受給者からの返還金のうち、県費負担相当分を支出するものです。

予防接種事業費は、今年度、高齢者等を対象として実施する新型コロ

ナウウイルスのワクチン接種に要する費用を計上するものです。今年度より、コロナワクチン接種費用に係る国の補助が廃止されたことに伴い、65歳以上の高齢者及び60歳から64歳までで一定の障害をお持ちの方を対象に接種費用1万5,600円の7割相当を市で補助するもので、これにより、ワクチン接種に係る本人負担額は1回当たり、4,700円としております。接種見込み人数は対象となる高齢者等のうち、約3割の人数、約3,350人を想定しており、接種券につきましては、今年の秋頃に全対象者宛てに送付することとしています。

以上で、説明を終わります。

- 児玉委員長 以上で、要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
佐々木委員。

- 佐々木委員 15ページ、健康づくり推進に要する経費の中の新型コロナウイルスワクチン接種委託料なんですけども、昨年度の個人負担額と比較して、今年度4,700円の個人負担という、70%を補助するというふうに決定した根拠を教えてください。

- 児玉委員長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。
深田課長。

- 深田健康・こども未来課長 4,700円に考えております根拠ですけれども、県内の市町で一番多いのが3割負担という考えで、今のところ約半数の市町が、本市と同額相当と考えております。高いところは約1万円前後、低いところは2,000円前後と聞いておりますけれども、この額はまだ確定ではないというふうに聞いております。

以上です。

- 児玉委員長 佐々木委員。
○佐々木委員 年度と比較したらどうなっているか教えてください。
○児玉委員長 答弁を求めます。
深田課長。

- 深田健康・こども未来課長 昨年度は個人負担2,000円にしておりました。

- 児玉委員長 よろしいですか。
ほかに質疑はありませんか。
益田委員。

- 益田委員 同じく、ワクチンのところでですね、65歳以上の方とか基礎疾患をお持ちの方、対象の方が絞られて4,700円の自己負担で、今年度打てるということなんですけど、これ例えばもう少し段階、例えば65歳以上の方の中でも所得に応じての補助率だったりとか、そういったのは特になくても、年齢とか、その部分で一律で4,700円と考えてよろしいでしょうか。

- 児玉委員長 答弁を求めます。
深田課長。

- 深田健康・こども未来課長 対象となられる3,350人のうち、50人は低所得者の方と考えておりま
す。
以上です。
- 児玉委員長 益田委員。
- 益田委員 負担額としては、同じく4,700円よろしいでしょうか、お伺いしま
す。
- 児玉委員長 答弁を求めます。
深田課長。
- 深田健康・こども未来課長 この50人の方は、自己負担なしと考えております。
以上です。
- 児玉委員長 ほかに質疑ありませんか。
南澤委員。
- 南澤委員 新型コロナウイルスワクチンの件なんですけれども、これまで国の
補助があって最初は無料で、その次も7,000円ぐらい国が補助を出して
くれてたというところだと思います。これがなくなったことによって、
今回一般財源でということなんです。一般財源見てみると財政調整基
金なんだろうというふうに思います。財政調整基金から3,800万ほど今
年度出して、ワクチン接種をするんですけれども、これ恒常的にワクチ
ン接種を続けていくことになると、毎年この額ですね、約4,000万近い
額が財政調整基金、つまり貯金から支出をしてかないといけないとい
うふうになると思うんですけれども、この辺り長期的に見て、この事業
ずっと続けていくのか、取りあえず、現状を鑑みて、毎年毎年検討して
いくのか、その辺りのちょっと長期的な見込みをお聞かせいただければ
と思います。
- 児玉委員長 答弁を求めます。
井上福祉保健部長。
- 井上福祉保健部長 新型コロナウイルスワクチンの接種者につきましては、年々減少し
ております。5類に移行されたことによって、市が推奨する接種とは外
れてきてる部分がございます。それと、今年度3割は想定してますけれ
ども、実際、年度実績でどれぐらいになったかと、それをまた踏まえた
上で、来年度以降、また個人負担額、それから予算規模等を検討してい
きたいというふうに考えております。
以上です。
- 児玉委員長 南澤委員。
- 南澤委員 今後また検討していくという答弁でした。分かりました。
今年、当初予算で、带状疱疹のワクチンが2分の1の補助で今年度行う
というふうになったかと思えます。带状疱疹のほうは2分の1でワクチン
3割というところの、このどういう考え方で決められたのか、その辺り
をちょっと御説明いただければと思います。
- 児玉委員長 答弁を求めます。

- 深田課長。
- 深田健康・子ども未来課長 带状疱疹は、半額ということでしたけれども、こちらの新型コロナワクチンについては一律3割という考えで算出しております。
以上です。
- 児玉委員長 南澤委員。
- 南澤委員 そこは理解をしておるんです。なぜそうなったのかというその理由についてお聞かせいただければというところです。
- 児玉委員長 答弁を求めます。
井上福祉保健部長。
- 井上福祉保健部長 このコロナワクチンがなぜ3割かというところですがけれども、前年度、先ほど御質疑にもありましたように2,000円という金額でやっております。激変を緩和する思いで、今回7割は市で補助するというふうな想定でおるところです。
近隣市町におきましても、1万円以上、個人負担を想定しているところもございますけれども、本市におきましては、個人負担の急激な上昇を防ぐという意味で、この金額7割は市で補助しようというふうな想定しております。
以上でございます。
- 児玉委員長 よろしいですか。
ほかに質疑ありませんか。
熊高昌三委員。
- 熊高昌三委員 今のコロナワクチンの関係ですけれども、近隣市町、近隣市町という先ほどからいろいろ事例として出てきておりますが、我が町として独自にこれが必要だという観点で、これは決めたんじゃないんですか。改めて伺ってきます。
- 児玉委員長 答弁を求めます。
杉安副市長。
- 杉安副市長 熊高昌三委員のおっしゃられるとおり、市が主体的に取り組むべき事業としてこれを構成、創設いうか予算化しました。ただ、そのときに、じゃどういう単価といいますか、補助率とかそういうのを決めていくときにはどうしても他市町と比較しながら決めていくというのが、一般的に考え方として導入しているところでありますので、ほかの事業も併せて、そういったところは先ほど来、他市町のを参考にというのは言わせていただいておりますけれども、基本的には、市が主体的に取り組む事業として予算化して実行しようとしているという認識であります。
以上です。
- 児玉委員長 熊高昌三委員。
- 熊高昌三委員 他市町の例によるということですが、他市町もうちと同じように財政厳しい町ばかりですか。その参考としたところは、改めてお伺いします。

- 児玉委員長 答弁を求めます。
杉安副市長。
- 杉安副市長 県下で、非常に厳しい市町がほとんどであります。今聞いてみますと北広島町とか、廿日市さんとか、やはり財政的には厳しいところが多いところ、どう言いますか、財政的なところを見たときのを比較しておりますので、財政で厳しいところと合せたということであります。
- 児玉委員長 熊高昌三委員。
- 熊高昌三委員 副市長、そういうようなことは大体理解はできるんですが、昨年の例とか、その前の例とか、いろいろ安芸高田市自体の取組の結果として、65歳以上の皆さんにということですけども、効果としてどうだったのかというのを当然検証されておると思うんですね。その上で2,000円が4,700円になったというような形で今日説明がありましたけども、その上げた根拠というのは本当にどこにあるのか、こうすれば接種率が上がるという見通しで、この補助率を上げたのか、その辺の見通しは当然検討されたんだと思いますが、その辺の見通しの中でこれは決めてきたということよろしいですか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。
井上福祉保健部長。
- 井上福祉保健部長 このコロナウイルス、新型コロナのほうは5類に移行したことによって本市としましてはインフルエンザと同等の扱いというふうな扱いしております。
ただ、先ほど申しましたように、個人負担の急激な上昇を抑制するために、7割は市で補助していこうという方針で今回予算計上したものです。
以上です。
- 児玉委員長 熊高昌三委員。
- 熊高昌三委員 7割にした根拠はどこにあるんですか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。
井上福祉保健部長。
- 井上福祉保健部長 7割にした根拠につきましては、健康保険の負担割合と同等としたものです。
以上です。
- 児玉委員長 熊高昌三委員。
- 熊高昌三委員 健康保険と同等にしたという理由は何なんですか。
- 児玉委員長 答弁を求めます。
井上福祉保健部長。
- 井上福祉保健部長 今年度から国の補助がなくなったということで、本市において個人負担を想定したところ、近隣市町のやはり状況も調査はさせていただいたんですけども、医療保険の負担と同等だということが適当であるというふうに判断しました。

あと金額等ですね、やはり当市と同規模の近隣市町と比較したところ同等であるというところで、この7割という補助を決定しました。

以上です。

○児玉委員長

熊高昌三委員。

○熊高昌三委員

あまり飛んだような話をしても申し訳ないんだけど、世界的なこれはパンデミックの関係も含めてですね、国が対応しておる事業ですね、これ、コロナ対策についての国民、市民の意識も随分変わってきておるんですね、そういったところを配慮して、できれば打ってほしいから7割したんだとか。だから、安芸高田市の市民の、特に65歳以上の皆さんがどういう意識でこのコロナワクチンに対して、意識があるのかというところを考えた上で、やはり少しでも打っていただきたいから7割にしたんだと、いわゆる根拠を私は考えていただいたのかなというふうに思っていて聞いておるんですよ。だから、そういったところを掘り下げた議論を内部でしたのかどうかというところを改めてお聞きしたいんです。

○児玉委員長

答弁を求めます。

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長

委員おっしゃいますとおり、感染症ですのでできるだけ多くの高齢者の方、特にやはり重篤化が予想されます高齢者の方、それから一定の障害をお持ちの方にぜひ打っていただきたいという思いで、7割は市で負担しようということで決定いたしました。

以上です。

○児玉委員長

熊高昌三委員。

○熊高昌三委員

この7割にしたことによって、接種率をこれまでとどの程度上げていけるという見通しを立てておられますか。

○児玉委員長

答弁を求めます。

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長

全国的にコロナの感染症に対する考え方、それからワクチンに対する考え方もいろいろ多様化しており変わってきていると思います。

やはり接種率については、今から恐らくは下がっていくということが想定されます。しかしながら、やはり高齢者、障害者の方、重篤化になる可能性も危惧されますので、そういった意味では市の補助を続けていくべきだというふうに考えております。

以上です。

○児玉委員長

熊高昌三委員。

○熊高昌三委員

具体的にどのくらいの接種率を上げていくかという目標が幾らですかというふうに質疑をしたんですけど。

○児玉委員長

答弁を求めます。

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長

今年度は30%の方が接種していただけるものと考えておりますけれども、来年度、また今年度の状況を見ながら、またその接種率等また想

定を検討していきたいというふうに考えております。

○児玉委員長 ほかに質疑ありませんか。

佐々木委員。

○佐々木委員 ちょっと続けてになるかもしれないんですけども、先ほどの答弁の中でいくと、ちょっと長期的な話をさせてもらおうと、接種率を上げていきたいけれども、財政状況が厳しい中で激変緩和として負担を決めたということなんですけども、今後、補助額を下げて、要は個人負担額を上げていくという方針なのか、接種率を上げるということだったら、予算額は増えるんだと思うんですけど、そういったところの見通しとして、方針があるかどうかを確認させてください。

○児玉委員長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 コロナワクチンについては、多分ここにいらっしゃる議員さんも全員が打っておられるかどうかというのは分からないところなんですけども、世間的に、一般的に多分接種率は下がってきていると思います。我が市で今求めているのは真に必要な方、先ほど部長が言いましたけども、病気が重症化するとか、障害の方、高齢化の方、そういった方々にはぜひ打っていただきたいというか、これも5類になったので強制のもんでもありませんので、そういった重症化になる可能性のリスクのある人を救うという意味での接種を推進していくという概念です。接種率をむやみやたらに増やすという意味ではなくて、真に必要な方、選べる接種なんで、そこんところを重きを置いて、今後はそのための今回は国の財政措置がなくなった初年度ですんで、一応、医療の一般的な3割負担が妥当かなというところ、近隣市町もどうしても隣に住んどりゃ3,000円だけど、うち住んだら5,000円というようなアンバランスが市民の中にあっても困るので、そういったところはやはり周辺市町を参考にさせてもらって算定をさせてもらっております。

ですから、この財政基金を崩してるというところもありますけども、未来を、そのどういうふうになるかというのはちょっとこの一、二年の接種率を見ながら検討していくところは発生してくると思っております。

○児玉委員長 いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

熊高昌三委員。

○熊高昌三委員 市長が答えてもらったので、余計分からんようになったんですけども、市長おっしゃることはよく分かるんですよ。だから重症化されないように対処するんだと、だったらそこに重点化すればいいんじゃないですか。

だから、一般的に65歳以上、全ての人に7割負担でできますよというよりかは、7割負担も全て税金ですからね。

だったら、市長おっしゃるように重症化しないための対策であつたら、そこに特化して対策を組めば、割と納得できるんじゃないかなという気

がするんですね。

だから、さつき部長にも聞いたように、そういったことを本当に検討されたのか、市長がそういうふうに意識があるんだったら、そのことを検討した上で、この結果が出てるのかどうかというのを改めて聞きたいと思います。

○児玉委員長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 熊高議員のおっしゃることも検討はしていかなければいけないと思っています。ただ、初年度ということもあって、ちょっとこの今年の1年間の状況を見て、私がさつき言ったところも含めてまた検討していきたいなと思っています。

実数がまだ出てないんですけど、この1年間でも取りたいなと思っています。

○児玉委員長 熊高昌三委員。

○熊高昌三委員 市長おっしゃるように初年度だからこそ大事なんで、だから、それが特に行政というのは、前例踏襲主義が強いんで、初年度こうだったから次年度もこうしますということが多いんですね。結果が悪かったら、それ変えざるを得んでしょうけども、そういったことなんで初年度の対策こそが大事なんだというふうに思うんですね。

だから、市長がおっしゃるような形は非常に大事だと思うんですよ。だから、そういう視点で内部協議をされたのかどうか、それを次年度あるいはその先も含んで見込んだ形で今回検討したのかどうかというのを先ほど来から聞いておるつもりなんですよ。

だから、そこら辺の内部のはやはり、調整というのをしっかりした上で、それがしかも市民に、やはりこういう意図でこの予算を組んだんだということが伝わるような仕組みをしていかないと、これは私は悪いというんじゃないんですよ。でも、今後いろいろ影響してくる形の中で、その部分の中身をしっかり説明をして、なるほどなと安芸高田市の行政はそんなふうに考えてくれるのか、じゃ協力しようとかいうことになる必要があると思うんですね。

その辺をどんなふうに今後、市もこの予算を否決しようとは思いませんよ。ただ、通す以上はそこをしっかりと市民に伝わるようにしていただきたいということをお願いするために今いろんな質問しておるわけで、そこんところは理解いただけるかどうかというのを改めて、部長含めてですね、市長はそういう考えでしょうが、部長はそういう受け止め方をしているのかどうか、いうことを改めて聞きたいと思います。

○児玉委員長 答弁を求めます。

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長 今年度、高齢者と、それから一定の障害をお持ちの方ということで対象を絞っております。どうしてもやはり重篤化、先ほどから申してい

るように重篤化の危険性があるというところの年齢層、それから身体の方の状況の方を対象としておるところです。

この3割負担とさせていただいておる部分につきましては、来年度以降、どうなるのかということでございますけども、今年度の感染状況、それから接種率、それから全国の状況、近隣市町の状況等踏まえながらまた想定していく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○児玉委員長

熊高昌三委員。

○熊高昌三委員

あんまり進化した答弁ではなかったように思うんだけど、市長と部長の間における副市長、行政の制度として、今の答弁、私はあんまり納得はできんんだけどね、いかがでしょう。

○児玉委員長

答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉安副市長

途中でもお答えをしましたがけれども、この事業については市が主体的にやはり取り組むべきと、基本的に接種率を上げたいのは上げたいんですけども、多分、市長も答弁しましたように、下がってくるだろうという予測もあります。が、その中でもやはり本当に必要な方には、これを打っていただくというのをしっかり広報して、しっかり市として皆さんに啓発していくということを内部協議の中でも、その部分を確認をして、この予算を出したというふうに認識しておりますので、いろいろ答弁が、ちょっと十分でなかったかもしれませんが、内部協議はしっかりして、やはり、あれだけの猛威を振るったウイルスですから、やはりまだかかって、後遺症が残ったりするという方もいらっしゃると思いますので、そういう意味では、きちんと市としては、対応していくためにこの予算で打っていただく、そして啓発していくという、来年度以降についても、その成果を見ながら、検討していくということでございます。

以上です。

○児玉委員長

よろしいですか。

熊高昌三委員。

○熊高昌三委員

今の世界の状況を含めると、また新しいパンデミックが起きるんじゃないかというような、いろんな情報もあるんですね。国際的な機関の関わり方も5月ですか、法律も変わりましたよね。そういった状況の中で、安芸高田市はやはり安芸高田市だけで物事ができる時代でもないんでね。

だから、その辺も含めて、安芸高田市、本当に市民を守るんだったら、そういった視点も含めてあらゆる角度で見っていく必要があるのかなというふうな思いがするんで、やはり内部統制はもうもちろん必要なんですけど、その外部のいろんな要因を含めてそういったことを検討したのかどうかということですね、認識をされてるのかどうかということも含めて、改めて確認をしておきたいと思います。

○児玉委員長

答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉安副市長 福祉保健部が中心となってですね、この事業を構成をしておりますけれども、委員おっしゃられるように、外部の情報とかですね、全世界のという、少し広がり大きいんですけれども、国、県、そういったところとの調整とかですね、いろいろ資料収集、情報収集しながらこの予算をして全部の予算そうですけれども、この予算もしてきておりますので、引き続き委員おっしゃられるような最新の情報を入れながら、市としての主体的な事業の取組をしていきたいというふうに思います。

○児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。

佐々木委員。

○佐々木委員 15ページの臨時特別給付に要する費用、給付事業費の中で、12番委託料のシステム改修業務委託料というのが計上されているんですけども、今回不足額が生じたということで再度給付をすることへの予算措置だと思うんですけども、何が変わったのかを具体的に教えていただければと思います。

○児玉委員長 答弁を求めます。

岡野課長。

○岡野社会福祉課長 この定額減税、昨年ありました定額減税の補足給付金のさらに不足額給付というものになります、説明資料のほうにもありますように、まず対象者1の方は、昨年定額減税をし切れないと、この定額減税といいますが、昨年の所得税額は、まだ昨年中は確定しておりませんので、推計値として用いる、これは国のほうからの指示でそうしておるんですが、推計値として用いたものは2023年、だから一つ前の年の所得額を用いて推計値として、所得税額といいますが定額減税ができる可能額を算出します。

それが定額減税可能額が、定額減税し切れない、要するに収入、定額減税可能額が大きいために実際の定額減税、その方の減税する金額が例えば5万円だった方が、本当は12万円減税されるという状況だった方には7万円ほど、その差額を、実際は7万幾らとかいう端数が出るんですが、1万円単位で支給するというのが昨年度の事業でした。

これをきちんと今度は2024年中の昨年中の所得税額も確定しましたので、所得税額に用いて、それをまた可能額、定額減税可能額を算出し直したところ、もう少しもっと定額減税できるはずだった方が発生します。これが具体的には2023年に比べて、2024年中の収入が少なかった、所得が減少した方とか、所得はそのままなんです、扶養人数が増えた方、これ扶養人数1人当たり所得税額のほうで、減税可能額が3万円、住民税の所得割のほうで1万円という規定がありますので、扶養人数が増えられたりして、もう少し減税できるはずだったという形になった方は、実際にその不足分を給付した額との差額が生じます。再検査をし直したところ、もう少しその定額減税し切れなかった額、大きかった

ために、もう少し給付をしないといけなかったという方が存在します。それが対象者1の方です。

それともう一つ、このたび示されたのが対象者2の方は、具体的には青色事業専従者とか、白色と読むんですよね、事業専従者の方とかで税法上扶養に入れない、事業主の方の例えば配偶者の方とかでそういった方とか、合計所得金額が48万円を超えていらっしゃるって、扶養に入っておることができなかった等で、そういった方については対象者2として、支給しなさいという国の指示があります。

こういったところで、要するに不足額というのは、金額が不足したとか、こちらの予算が不足したという意味ではなくて、本来定額減税し切れない額をもう少しもらう、し切れない額のいわゆる補填、その部分の給付をもう少し受けないといけなかった、その給付額が不足していたと計算によって出た方に、その不足した分を給付するというものになります。

システム改修については、そういった方の抽出、税金とかそういった税情報を基にそういった対象者の方を抽出するために支出、システム改修を行って、対象者への方への案内通知等を作成するために必要な費用となります。

以上です。

○児玉委員長

ほかに質疑ありませんか。

まだ、質疑がございますが、開始からおおむね1時間経過しましたので、ここで11時25分まで換気のため休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時16分 休憩

午前11時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○児玉委員長

休憩を閉じて、再開いたします。

引き続き、福祉保健部に係る一般会計補正予算の審査を行います。

質疑ありませんか。

○児玉委員長

熊高昌三委員。

○熊高昌三委員

15ページの中ほどの委託料、公立保育所管理運営費の先ほど用地買収に関わってというようなこともありましたが、もう少し中身の詳しい委託の内容をお知らせください。

○児玉委員長

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

佐々木部長。

○佐々木建設部長

今回この調査設計業務委託料につきましては、この認定こども園の造成設計になっております。設計の中身につきましては、3つあって、測量、それから地質調査、それから設計となっています。

まず、測量につきましては、中央線測量、それから縦横断測量、これらがメインとなります。地質につきましては、ボーリング調査、その中

でサンプリングデータを3か所程度取りたいと考えております。

最後、設計になりますけども、これについては構造物の設計であったり、外壁、それから造成、これらの設計が主となってまいります。まだ建物については、何も決まったものがないので、それらのものについては、当然ながら今回ボーリング等はですね、含まれておりません。あと水道、下水、電気、これらについても、今回この設計の中には含まれているものではないです。

以上です。

○児玉委員長 ほかに質疑ありませんか。

○児玉委員長 熊高昌三委員。

○熊高昌三委員 測量の支出、そして設計業務ということですが、これのそれぞれの内訳はどのくらいの額になってますか。

○児玉委員長 答弁を求めます。

佐々木部長。

○佐々木建設部長 ちょっとおおむねになると思いますけども、まず測量のほうで約150万、それから地質調査になるんですが、これは地質調査だけでなくでですね、その後の解析、分析、これらの業務も入っておりますので、おおむね600万程度かかると考えています。

それから、最後測量なんですけど、設計のほうで約1,500万かかるものと考えております。約2,300万から2,400万ぐらいの設計書になると考えております。

以上です。

○児玉委員長 熊高昌三委員。

○熊高昌三委員 先ほど、ボーリングとか、構造物の設計というのは具体的にはこれからだということですが、大体最終的なこの認定保育園の総額の建物予算そういったものは、どの程度見込んだ、今スタート切っておるんですか。

○児玉委員長 答弁を求めます。

佐々木部長。

○佐々木建設部長 ちょっと建物も含めてということになりますとですね、まだちょっとそこまでのところは分かりません。今の造成の部分に関して言うと、約1億程度かかってくるのではないかと考えています。

ただ、実際現場を見ると、思った以上に土質的には硬い部類に入ることかないうところもありますので、背後に山部川とか、後ろに相合川とかありますから、その辺の浸水のところも含めて、あるいは急傾斜地ということも皆さん御存じだと思いますので、そこらも含めると、ちょっと増える可能性もあるかと思いますが、今分かってる段階では、そこまでのお話ができないと考えます。

以上です。

○児玉委員長 熊高昌三委員。

○熊高昌三委員 当然、概算というか概略でないとは分かりませんが、目標値があっ

てスタートを切るとというのが普通の考えだと思うんですよ。用地買収、用地の3,500万ですか、それについては、その用地をまず買わないと、全てのものがスタートしないという意味で、私も賛成せざるを得なかったということで賛成しました。

いろいろこれから詳細を調べて、予算も上がってくるだろうとということ、土台が決まったんで、最終的にどういうものを建物も含めて、当然民間に委託するというような話もありますけども、どういった運営をするためにどういった建物が要るからこんなふうな設計にしていきたいんだというのがあって、初めてこういったものが積み上がっていくんじゃないかというふうに思うんですよ。

だから、今の時点で3,500万と2,500万、6,000万既に投資して、さらにボーリングも、構造物によっては必要だということですが、そこを早く決めないと本当の意味で前に一歩ずつ着実に進むということにはならないと思うんですよ。

目標があって、それが当然ずれていくというのはあるんだと思うんですよ。でもそこが見えてこないと、部分的に小出しをされて認めていくということはなかなか私は難しいんじゃないかというふうに思うんですよ。

その辺は、まだトップのほうの考えというのを聞いたほうがいいか分からんですけども、そこを今回示していただくのかなというふうに思って、この予算を見ておったんですが、その辺はいかがでしょうか。

○児玉委員長 答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉安副市長 基本的にどこまで決めているかということ、民設民営で準備しようというところを決めております。吉田小学校区内でということでも既に決定しておりますので、大体何人ぐらいの規模ということまではお示しをしたと思っております。

その条件の今言いました条件で、大体概算の概算であります。総事業費をその規模で弾いたものもあります。ただ、これが、数字として独り歩きをしないようにはしたいなというふうに思いますが、今から本当に必要なものに絞り込んでいくという作業は必要だと思っております。

ですが、今のところで概算を出しておる数字を申し上げたいと思いますので、担当課のほうから数字を示させていただきます。

○児玉委員長 続いて説明を求めます。

佐藤課長。

○佐藤児童保育課長 担当課のほうで、おおむねの概算として算出しておりますのは、約11億程度というふうに算出しております。

○児玉委員長 熊高昌三委員。

○熊高昌三委員 副市長、民設民営これは当初からそういった話がずっと出てますが、民設民営にするには、対象者が当然出てくるわけですね。これはどのタ

イミングでするんですか。その民設民営の相手方の交渉というか、そういったものが見えてこない、さっき佐藤課長おっしゃったような形も当然、相手があることですから、いやもっとそれより大きいものつくるんだとか、あるいは中身をもっと変えるんだとかいうことも含めて、その協議が始まらないと、具体的なものというのは見えてこないというふうに思うんですが、その辺のタイミングいつぐらいに考えておられますか。

○児玉委員長 答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉安副市長 民設民営の民営側の選択ということになるんですけれども、これは今から担当課長のほうから話をさせていただきます。

先ほど11億円という数字を申し上げましたけれども、これが全て一般財源ではないということも併せてお知らせをしておきたいと思います。国庫補助もありますし、起債もあります。できれば建設するまでに基金を少しでも貯めて、一般財源、建設時の一般財源の負担が全体の負担が増えないような仕組みも考えていきたいというのを思っておりますのでその11億というのはそのように思っただければと思います。

民設民営の民の選択のことについては、担当課長のほうから説明をさせていただきます

○児玉委員長 引き続き、答弁を求めます。

佐藤課長。

○佐藤児童保育課長 本年2月21日に全員協議会で御報告をさせていただいております吉田地区認定こども園整備スケジュール案、こちらのスケジュールにのっとりて運営業者の選定等を行いたいと考えております。

こちらでお示ししました時期といたしましては、6月下旬から募集要項の配布を行い、9月の末までには選定を終えるというスケジュールをお示しをしております。

○児玉委員長 熊高昌三委員。

○熊高昌三委員 そのような予定で行くにしても、今回の委託料、こういったものを調査というのは、やはり設置をする民間の業者も含めて、早くやったほうがいいように思うんですね。その辺をもう少し重ねていくのを早くするというお考えはありませんか。

○児玉委員長 答弁を求めます。

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長 現在、地権者の方と協議を進めておまして、用地の境界線を確定しているところでございます。この用地の境界が確定しましたら、用地買収に入るわけでございますけれども、その後用地を取得した後に、運営法人の公募に着手をします。それと併せて造成の設計と設計業務の発注をいたします。

造成の設計に当たりましては、当然運営法人と協議を進めて、園舎の

位置、それから駐車場や園庭等の構造、そういったところも協議をしながら、設計を進めていくという予定にしております。

以上です。

○児玉委員長 熊高昌三委員。

○熊高昌三委員 今回の委託料の中の測量の部分が用地境界の確定をして、用地買収を具体的にしていくということが一つ大きな最初にやるべきことだというふうに思いますが、それでいいですね。

その上で、次に地質調査、設計、構造物の設計という形になりますけれども、そこらになるともう既に民のほうの意見というのが、入ってきておくほうが私はスムーズに民間との連携できるというふうに思うんですが、そういう考えは、私、間違ってますかね。

○児玉委員長 答弁を求めます。

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長 当然に運営法人との意向も踏まえて、造成設計のほうを行っていきます。

以上です。

○児玉委員長 熊高昌三委員。

○熊高昌三委員 委託料を実行するに当たって、民間との協議というのを6月から9月ということに先ほど佐藤課長おっしゃったけども、そこらはどこで重ねていくかということですよ。

この委託料をずっと使っていくという形はないわけでしょうから、ある程度この委託料の中にも、先ほどおっしゃったように3種類の柱があるわけですから、その柱を一つ一つ押さえながら、民設民営につなげていくんだというふうに私は今までの説明で聞いたんですけども、そうであれば、民設民営の部分が早く、見えてこないと地質、どの程度の地質か、ボーリングが違うというふうにおっしゃったから分かりませんが、構造物そういったものも含めて、どういう予想するかによって随分変わってくると思うんですね。その辺を重ねていくのをもう少し早くする必要はあるんじゃないかということですが、その辺は、この今おっしゃったようなスケジュールで十分大丈夫なんでしょうか。

○児玉委員長 答弁を求めます。

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長 そのように考えております。設計に関しましては、これまで甲田、あるいは八千代の認定こども園を設計、建設する際にも民設民営で行ってまいりましたが、運営業者と運営法人と協議を重ねて構造等協議をして進めてまいります。

現在の課長も申しましたとおりのスケジュールで十分対応できるというふうに考えております。

以上です。

○児玉委員長 熊高昌三委員。

○熊高昌三委員　　これまでやってきた甲田、向原については、ほぼ土地については、公的な部分であんまり問題なかった推移があったんですね。今回は新たに土地の取得をして、しかもこれまでのいろんな経緯の中で、場所も選定を移行してきた、新しい場所に移動してきたということもあるわけですね。

だから、今までの手順とは違うと思うんですね。だから、その辺が大丈夫ですかということですよ。

○児玉委員長　　答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉安副市長　　ポイントは佐藤課長が説明しました運営法人の決定だと思います。これをできれば6月末から、9月と言いましたけれども、選定を急ぐというところが、今回の鍵になるのかなと思います。

それと、今回補正予算で2,500万円の調査設計費を計上しておりますが、これをお認めいただいた後には、すぐにこれを業者に発注してですね、基本的な調査はすぐにできると思います。かかれるものもたくさんあると思います。その中で、最後に出てくる設計というのは先ほど部長が説明しまして、1,500万ぐらいと言いましたか、その部分だと思います。それは熊高昌三委員もおっしゃられるように法人が決まって法人の運営の方式が提案されて、そことかぶさっていけば、手戻りがなく、そして安価なもので仕上げられるというふうに想像できますので、まずは法人の決定を急ぐというところだと思いますので、それに注力したいというふうに思います。

以上です。

○児玉委員長　　ほかに質疑ありませんか。

南澤委員。

○南澤委員　　同じく公立保育園の管理運営費なんですが、先ほど建設部長の説明の中で、設計費の中に外壁という言葉が入ってたかと思うんですけども、外壁はどういうイメージなのかというところ、それこそ業者が決まって業者と一緒に考えていくべきところなのかなと思うんですけども、あらかじめこの外壁を市のほうで設計を予算に入れるとなると、どういう、どこの外壁を考えてるのかって、ちょっと詳しく説明をいただきたいというふうに思います。

○児玉委員長　　答弁を求めます。

佐々木部長。

○佐々木部長　　今後、この設計をするに当たって、先ほども言いましたように、まずはその事業者、これを決定しないと、建物の配置等、全ての事が決まってこないというふうには思います。

あくまでも今言った外壁というのは、まずは今回用地を購入した周り全般、河川も含めて、地権者のところも含めて一部分筆して土地を購入していこうというふうに考えておりますので、その辺のところの外壁と

いうところを今回示しているものです。

どこまで合わせられるかというところが、非常に難しいんですけども、今この造成のほうの工期を、おおむね12月中ぐらい思って今考えてました、当初は。今の民設民営の事業所が決まって、当然これらが今度設計を出していきます。そうした設計を、この今ある設計業務、今回予算計上した業務の中に、関係協議との関係と、協議ということで、3回程度の打合せの費用もこの中に見込んでおりますので、そういった中で、細かいところは、やっぱり、ある程度事業者が決まってこないと、少しお話しにくい部分もあります。

以上です。

○児玉委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○児玉委員長 質疑なしと認め、これをもって福祉保健部に係る質疑を終了いたします。

ここで、議案第48号の審査を一時休止し、福祉保健部に係る特別会計補正予算の審査を行います。

議案第49号「令和7年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」の件を議題といたします。

要点の説明を求めます。

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長 それでは、要点の説明をします。

まず、歳入につきまして、8ページ、9ページをお開きください。

3款県支出金は歳出における一般管理費の増額分を県からの特別調整交付金として受け入れるものです。

続いて歳出です。

11ページをお願いします。

説明欄、一般管理費は高額療養費制度の基準見直しが本年8月に施行されることに伴い、国民健康保険システムの改修費用を計上するものです。

以上で、要点の説明を終わります。

○児玉委員長 以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○児玉委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、議案第49号の審査を終了します。

以上で、福祉保健部に係る特別会計補正予算の審査を終了いたしました。

ここで、説明員交代のため、暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時46分 休憩

午前11時48分 再開

~~~~~○~~~~~

- 児玉委員長 休憩を閉じて、再開いたします。
これより議案第48号一般会計補正予算の審査を再開いたします。
続いて、産業部に係る補正予算について、要点の説明を求めます。
小櫻産業部長。
- 小櫻産業部長 それでは産業部に係る要点を説明いたします。
よろしくお願いいたします。
補正予算書の13ページをお開きください。
説明欄、中ほどより下側、外郭団体等運営指導事業費の増額は、神楽
門前湯治村の送水装置改修に伴う工事費です。
続いて、17ページをお開きください。
説明欄上段、中山間地域等直接支払事業費、その下、多面的機能支払
交付金事業費は、いずれも委託しております現地確認に係る委託料を増
額するものです。
その下、商工業振興施設管理運営費の増額は、美土里町にあります緑
の交流空間水道施設の漏水修繕を行うものです。
その下、企業立地推進事業費の増額のうち、事業拡大を図る企業に支
出しております報償費の増額は交付額の決定によるものです。
委託料の増額は、高宮工業団地への給水に係る、既存水源施設の水量
調査等をするものです。
補助金補助及び交付金の増額は、3月の新年度予算の説明時に触れま
したが、新しい地方経済・生活環境創生交付金の申請が採択されました
ので、これまでのデジタル田園都市国家推進事業から増額して組み替える
ものです。
単独の補助費は起業予定の案件が増えましたので3件分増額するもの
です。
19ページをお開きください。
下段、農地災害復旧費及び農業用施設災害復旧費は、昨年11月に発生
した災害の査定額が確定したため、工事費等を計上するものです。
以上で、説明を終わります。
- 児玉委員長 以上で、要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
南澤委員。
- 南澤委員 17ページの商工費、18節の新地方創生交付金で増額ということなん
ですけども、増額分はどういうふうな用途、何に使われるんでしょう
か。
- 児玉委員長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。
松田課長。
- 松田商工観光課長 これにつきまして、少し説明のほうさせていただければと思います。

新しい地方経済生活環境創生交付金いわゆる第2世代交付金になります。これまでのデジタル田園都市国家推進事業から増額して組み替えるものになります。

目的ですが、新たなアイデアや技術を引込み、次の時代をつくる担い手を育てることを目的として、地域課題の解消のイベントを実施し、その結果を地域に反映することにより、地域の既存産業や地域経済の持続可能性の向上を目指すものでございます。

具体的には、実行委員会を組織し、次世代を担う学生の参画の下、新たなプロダクトの構築、社会実験、サービスなどを展開できる企業や地域経済団体である商工会、工業会と連携し、市、地域の社会課題の解決に向けたイベントを行っていききたいというふうに考えております。

その取組の主なものとして2点ございます。

1点目が、学生による地域課題解消イベントとして、アイデアチャレンジロールモデル構築事業です。これは県内外の高校生、大学生による地域課題解消に向けた、アイデアソン事業イベントを実施し、そのアイデアを形にする事業につなげていく取組でございます。

2つ目、企業による地域課題解消イベントとして、スタートアップ等企業DX促進ハッカソン事業です。これは、これまでの取組の中でマッチングした企業などから、DXによる効率的な地域課題解消方法の提案の募集を受けます。その中から、市や地域で有効に取り組めるものを採択する事業になっております。

いずれの事業におきましても、地方創生人材の確保、育成により、地方への人の流れをつくり出すための取組となっております。

以上でございます。

○児玉委員長

南澤委員。

○南澤委員

詳細分かりました。ありがとうございます。

今、御説明の中に、学生が参画するような事業があったということで対象はもう高校生、大学生だということなんですけれども、これ実証につなげていこうと思うと、まずはアイデアの提案を受けて、その後何らかの予算なり、事業を起こして、実行に起こっていくところまで見ないと、今、本当にアイデアだけ出しておしまいになってしまって、何の結果も満たさないことになる懸念があると思います。ということから考えると、この事業は何か年間にわたって継続される予定というふうな認識でよろしいのでしょうか。

○児玉委員長

答弁を求めます。

松田課長。

○松田商工観光課長

そのとおりでございます。

まずは、そうした今年度におきましては、アイデア、そういったものを出していただきながら、ほかの企業、そういったところとも連携しながらですね、一つの仕組みをつくっていったら、さらに来年その次という

ところでこうした取組が進めていければというふうに考えております。
以上です。

○児玉委員長 南澤委員。

○南澤委員 学生の登用、企業との連携があるということなんですけれども、この学生というのはどうしても高校生なら3年間だし、大学生であっても4年間、院までいけばもう少し長いのかと思うんですけれども、なかなか動き出して軌道に乗ったとしても、継続性の点で課題が生まれる、生まれやすい取組かと思うんですけど、その辺りは何か対策というか、どのようにしてしっかり継続した取組になるのか、あらかじめ対策があればお聞かせください。

○児玉委員長 答弁を求めます。

松田課長。

○松田商工観光課長 大学のほうであればですね、いわゆるゼミ一つの一環、一連のゼミのところですね、ゼミ生の方に毎年引き継いでもらいながらそうした取組もできるんじゃないかというふうにも考えております。

そうした高校生においては、そういう授業の中の一環として毎年やっていたくというようお願いができればなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○児玉委員長 ほかに質疑はありませんか。

熊高昌三委員。

○熊高昌三委員 7ページの企業立地推進事業のうちの委託料、調査設計監理委託料ですが、これ高宮工業団地の水源というふうにおっしゃったと思うんですが、内容についてももう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

○児玉委員長 答弁を求めます。

松田課長。

○松田商工観光課長 高宮工業団地のほうに水利組合のほうがございます。そちらに第1水源ということで山の奥のほうから、引っ張っておる線がありますのと併せて第2水源、こちらが道の駅北の関宿と高田インターの奥のほうに、もう一本掘っておるんですが、その第2水源のほうは、なかなか思うように水が出なくなっているということから、新たに3本目の水源を探しておると、そうしたところで今回の水源調査に伴う費用として計上させていただきました。

以上です。

○児玉委員長 熊高昌三委員。

○熊高昌三委員 水源については、これまでもいろいろ御苦労いただいていると思うんですが、第3水源見通しは大丈夫なんですか。だから調査するのでしょうか。

○児玉委員長 答弁を求めます。

松田課長。

○松田商工観光課長 第3水源の見通しでございますが、実はこれまでも、そこから水を上げてたという実績のある水源がありました。それをこちらのほうに使わせてもらえないかということで今打診をかけて、そこを調査するようになっております。

水源ですが、基本的に日量300トン必要になっておりますので、その300トンを確保するためには、新しい第3の水源が必要だということで期待をしているところでございます。

以上です。

○児玉委員長 熊高昌三委員。

○熊高昌三委員 出りゃいいと思いますが、前は、水源がなかなか厳しいんで、水道そのものをあそこまで引っ張ったらどうかといろいろ検討もされたと思うんですが、もし第3水源が駄目だったら、そっちにはなかなか移行できかねるとは思うんですが、その辺の見通しも含めて調査する前からどうかという、聞くのもどうかと思いますけども、今までのいろいろ検討があったんでね。その辺を含めて、第3、第4なるんか分かりませんが、今までの経緯も含めて、どんなふうに考えていくのかなというところ、改めてもう一度聞いときたいと思います。

○児玉委員長 答弁を求めます。

松田課長。

○松田商工観光課長 水源の確保については、この間いろいろと、水利組合、工業団地の水利組合の皆さんと協議をしているところでございます。水道水をつなげるということも提案もさせていただきましたが、やはり当初の契約の中で、日量300トンというところは必要ということで、誘致をかけておるといふ現状がございますので、何とか日量300トンを確保するというところで、今現状、市のほうが動いてるところでございます。

以上です。

○児玉委員長 ほかに質疑ありませんか。

小松委員。

○小松委員 起業支援事業補助金720万について、詳細をお伺いできますでしょうか。

○児玉委員長 答弁を求めます。

松田課長。

○松田商工観光課長 起業、起こし業でございます。支援事業の補助金を増額させていただきます。先ほど部長のほうからもありましたように、起業予定、本年度は最初、当初1件を見ておりましたが、新規で3件の案件が出てまいりました。それに伴い増額をするものでございますが、その内訳といたしましては今予定されとるのが飲食業が2件、いわゆる販売するショップになるんですが、それが1件ということを知っております。

こちらにつきましては商工会のほうとも連携を図りながら、実際に本当に起業ができるか、そういったところについても、今やっております。

でございます。

以上でございます。

○児玉委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○児玉委員長 質疑なしと認め、これをもって産業部に係る質疑を終了します。

ここで、説明員交代のため、暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時01分 休憩

午後 0時02分 再開

~~~~~○~~~~~

○児玉委員長 休憩を閉じて、再開いたします。

続いて、教育委員会事務局に係る補正予算について、要点の説明を求めます。

柳川教育次長。

○柳川教育次長 それでは、教育委員会、要点の説明を行います。

予算書17ページをお開きください。

説明欄の下段、学校規模適正化推進事業費は、1校統合・校舎新築の推進計画が決定したことから、候補地選定のための調査業務費用を追加するものです。

その下、就学援助事業費は、奨学金の新規申込み確定に伴い、4名分の貸付金を追加するものです。

次に、地域とともにある学校づくり推進事業費は、部活動を地域展開している安芸高田ハンドボールクラブの指導者の謝礼金を追加するものです。

続いて、その下、小学校施設・設備等管理整備事業費から、次のページ、中学校施設・設備等管理整備事業費は、防球ネットの支柱取替えなど、各学校の修繕料をそれぞれ増額するものです。

最後に、給食センター運営事業費は、LED照明導入のため光熱水費と機械器具等借り上げ料を組替し、調理器具の電磁弁や蒸気配管の減圧弁の交換など、調理場内の不具合を解消するため、保守点検委託料と単独工事費をそれぞれ増額するものです。

以上で、説明を終わります。

○児玉委員長 以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○児玉委員長 南澤委員。

○南澤委員 学校教育振興費の地域とともにある学校づくり推進事業費の中で、先ほどハンドボールの部活に対する指導者の手当ということなんですけれども、当市のハンドボール盛んで納得できる場所ではあるんですけれども、ほかのスポーツに関しても、今後このような形で報償費を用意していく考えなのかどうなのか、その辺りをちょっとお伺いしたいと思います。

います。

○児玉委員長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

阿部課長。

○阿部学校教育課長 このたび、報償費を上げさせていただいておるんですが、地域移行というのは非常に喫緊の課題になっておりまして、今後、部活動の地域移行に関しては、このような形でしていこうというふうに検討しておるところです。

以上です。

○児玉委員長 南澤委員。

○南澤委員 中学校統合を今後控えている中で、各校の中学校、今6校ある中学校が統合して一つのチームになって地域移行だということじゃないかなというふうに理解するんですけども、今後統合していったときには、全ての中学が一つの中学校になるわけで、イコール地域移行になるのかどうなのか、その辺りの考え方というのはどのようになるんでしょうか。

○児玉委員長 答弁を求めます。

阿部課長。

○阿部学校教育課長 中学校統合の計画、推進状況にもよると思うんですが、基本的な地域移行を統合した段階で、できればとは考えてはおるんですが、なかなか人材的なところと、受皿というところでもかなり苦慮しているところではあります。

以上です。

○児玉委員長 ほかに質疑ありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 もう1点、学校規模適正化推進事業費なんですけれども、用地の選定というところで、これで用地選定が済む、用地選定の候補が明らかになる、いつ頃までにそれが終わって、いつ頃発表があるのか、その見通しをお聞かせください。

○児玉委員長 答弁を求めます。

船津室長。

○船津学校統合室長兼統合推進係長 候補地選定についてですが、今年度中に候補地を選定する計画にしております。

以上です。

○児玉委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○児玉委員長 質疑なしと認め、これをもって教育委員会事務局に係る質疑を終了します。

ここで、執行部退席のため、暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時07分 休憩

午後 0時09分 再開

~~~~~○~~~~~

- 児玉委員長 休憩を閉じて、再開いたします。
これより、議案第48号「令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）」の件について、討論を行います。
討論はありませんか。
討論がありますので、まず反対討論の発言を許します。
〔討論なし〕
- 児玉委員長 反対討論なしと認めます。
次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。
佐々木委員。
- 佐々木委員 補正予算に賛成の立場で討論いたします。
このたびの補正予算の中での福祉保健部に係る新型コロナウイルスワクチン接種委託料の増額に関してなんですけども、そこ重篤化をリスクを考慮すると、接種を検討したい人が多いと思われる中で、財政が圧迫している中、予算計上、財政調整基金を崩して採用しているというところもあります。これは今年度以降ずっとかかるとなったときに財政負担となるという考えもあるため、今後の見直しも含めていく必要があるかなというふうに考えています。
執行部の答弁の中で、激変緩和という言葉や真に必要な方への接種を推奨するというところの意見もありましたので、今年度の状況を見て、来年度以降の見直しを含めて議論されるというふうな判断の下で、賛成いたします。
以上です。
- 児玉委員長 ほかに討論はありませんか。
〔討論なし〕
- 児玉委員長 賛成討論なしと認めます。
これをもって、討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第48号「令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕
- 児玉委員長 起立多数であります。
よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。
次に、議案第49号「令和7年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の件について、討論を行います。
討論はありませんか。
〔討論なし〕
- 児玉委員長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第49号「令和7年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○児玉委員長 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました補正予算の審査は、全て終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成については、皆さんから御意見等ありましたら、発言をお願いいたします。

〔なし〕

○児玉委員長 それでは、委員長報告書の作成については、正副委員長に御一任いただくということで、御異議ございませんか。

〔異議なし〕

○児玉委員長 異議なしと認め、さよう決しました。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

本委員会の当初予算の審査、補正予算の審査、決算の審査に関することにつきましては、調査の必要が生じた場合は、閉会中においても調査を行いたいと考えますが、これに御異議ございませんか。

〔異議なし〕

○児玉委員長 異議なしと認め、さよう決しました。

なお、所管事務の調査は、会期中が原則でありますので、会議規則第109条の規定により、議長に閉会中の継続調査を行う旨の申出を行いたいと思います。

以上で、閉会中の継続調査についてを終了します。

以上をもって、第6回予算決算常任委員会を閉会といたします。

御苦勞でございました。

~~~~~○~~~~~

午後 0時13分 閉会